

公 共 施 設 等 へ の  
新エネルギーの導入指針

令和5年5月

三 重 県

－ 目 次 －

1 導入指針の趣旨	1
2 導入指針の対象とする事業等	4
(1) 県が自ら使用する施設等への導入	4
(2) 県が実施主体となる事業への導入	4
(3) 県の業務における県民、事業者、市町への働きかけ	4
3 導入指針の内容	5
4 導入指針の進行管理等	5
(1) 進行管理等	5
(2) 導入実績等の報告	5
(3) 導入実績等の公表	5
5 導入指針の施行期日等	5

# 公共施設等への新エネルギーの導入指針

## 1 導入指針の趣旨

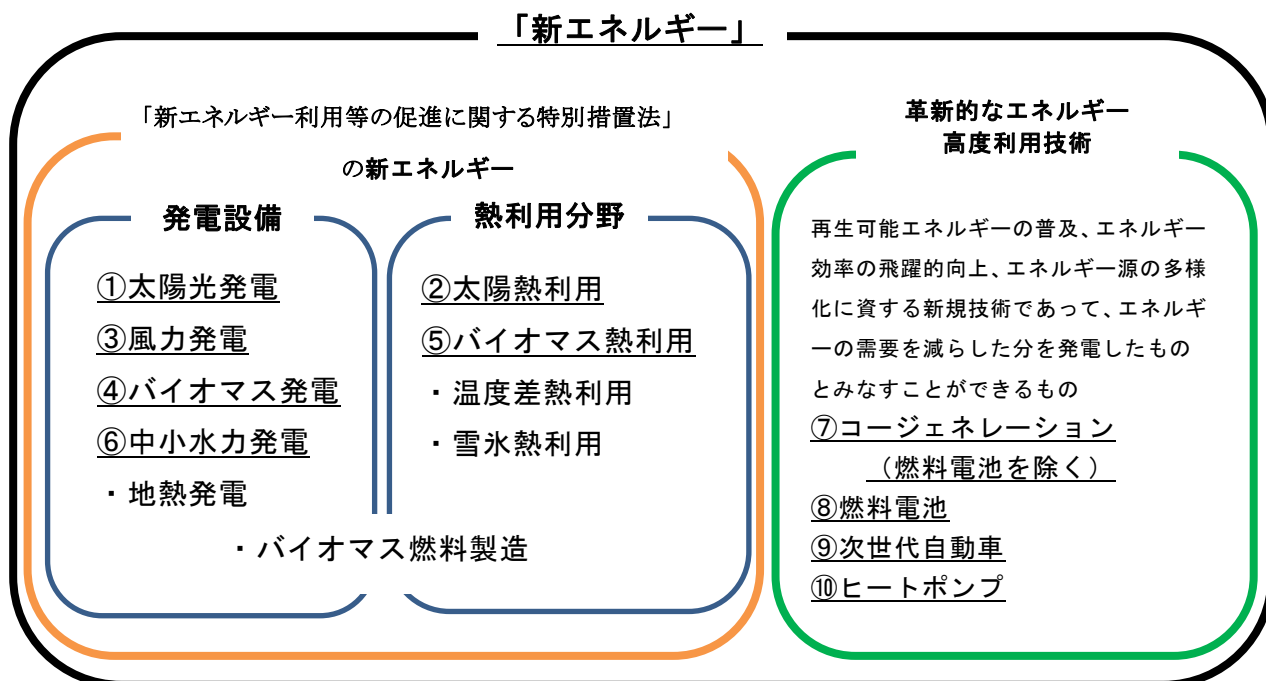
石油依存度の高い我が国のエネルギー事情や地球温暖化等環境問題に対応するためには、新エネルギーの導入促進が強く求められている。

また、新エネルギーは、地域に密着したエネルギーであることや震災時等に非常用電源として活用できることなど、地域の特性に応じた導入を図ることが効果的である。

このため、国においては、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」に基づく基本方針のなかで、地方公共団体は新エネルギーの計画的な利用等を進めることが必要であるとしており、本県では、平成11年度に「三重県新エネルギービジョン」を策定した。

この指針は、「三重県新エネルギービジョン」に掲げる太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマス<sup>1</sup>発電、バイオマス熱利用、中小水力発電の6つの新エネルギーと、コージェネレーション<sup>2</sup>（燃料電池を除く）、燃料電池、次世代自動車、ヒートポンプの4つの革新的なエネルギー高度利用技術をあわせた10種類の「新エネルギー」の導入目標を達成し、本ビジョンを実現するために策定する。

なお、令和5年3月に改定した「三重県新エネルギービジョン」では、「強じんな美し国ビジョンみえ」・「みえ元気プラン」に対応して、令和5年度から令和8年度までの中期目標を達成するため、次の5つの取組方向に基づき、取組を進めることとしている。



【「新エネルギー」を構成する新エネルギーと革新的なエネルギー高度利用技術】

<sup>1</sup> 生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことをいう。（出典：林野庁HP）

<sup>2</sup> コージェネレーションとは、熱源から電力と熱を生産・供給するしくみのことをいう。

	10種類の 「新エネルギー」	概要
「新エネルギー」	①太陽光発電	太陽の光エネルギーを直接電気に変換します。設置する地域に制限がなく、機器のメンテナンスがほとんど必要ないため、導入しやすいシステムです。送電設備のない場所の電源や災害時などの非常用電源としても活用できます。
	②太陽熱利用	太陽の熱エネルギーを集熱器に集め温水を作り、給湯や暖房に使います。
	③風力発電	風の力で風車を回し、その回転運動で発電します。 風さえあれば夜間でも発電できます。
	④バイオマス発電 ⑤バイオマス熱利用 (バイオマス由来の廃棄物発電と熱利用を含む)	間伐材・製材端材や家畜ふん尿・生ごみ・食品残渣などのバイオマスを用いて発電や熱利用を行います。 未利用の木質バイオマスを利用した発電・熱利用の導入を促進することで、林業振興による適正な森林管理への相乗効果も期待できます。また、家畜ふん尿・食品残渣等を利用した発電・熱利用の導入を促進することで、食品リサイクル <sup>3</sup> の形成や液体肥料利用による農業振興などの効果が期待できます。
	⑥中小水力発電 (1,000kW以下のもの)	流水の落差を利用して、水車を回して発電する出力 1,000kW 以下のものをいいます。平成 24 年 3 月に策定した三重県新エネルギービジョンでは、農業用の水路や小さな河川の流れ等を利用する電力会社以外が設置した出力 1,000kW 以下のものを「中小規模水力発電」としていましたが、この計画では、国の定義にならない「中小水力発電」として 1,000kW 以下すべてを長期目標の対象としました。
	革新的なエネルギー高度利用技術	⑦コージェネレーション (燃料電池を除く)
⑧燃料電池		水素と酸素が結合し化学反応によって電気を発生させる装置です。また、水素と酸素が反応するとき発生する熱エネルギーも給湯などに利用できます。
⑨次世代自動車		ハイブリッド自動車(HV)、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、クリーンディーゼル車(CDV)、天然ガス自動車等の窒素酸化物などの大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境に優しい自動車をいいます。
⑩ヒートポンプ		気体は圧縮すると温度が上がり、膨張すると温度が下がり、熱は高い方から低い方へ流れるという基本原理を応用して、熱を取り出して利用する仕組みをヒートポンプといい、給湯器、エアコン、電気冷蔵庫、洗濯乾燥機等に使われています。この計画では、家庭用の空気熱を利用した給湯器を長期目標の対象としています。

<sup>3</sup> 食品事業者から排出される食品廃棄物から作る肥飼料等で生産された農畜水産物等を、その事業者等が販売する仕組みのことをいう。

## 三重県新エネルギービジョン〈5つの取組方向〉

### 取組方向1 新エネルギーの導入促進

環境への負荷の少ない安全で安心なエネルギーを確保するため、三重県の地域特性を生かした太陽光発電や風力発電など、地域住民のくらしや自然環境、景観に配慮するなど地域との共生が図られることを前提に6種類の再生可能エネルギーの導入を進めます。

また、家庭用を含む電力小売り自由化により、個人・事業者の電力購入の選択肢が広がることもふまえ、太陽光、バイオマスなどの地域資源を生かして、地域で電力や熱などのエネルギーを生み出し、それを地域で消費することで地域活性化につながる「地産地消型のエネルギーシステム」の導入を進めます。

### 取組方向2 家庭・事業所における省エネ・革新的なエネルギー高度利用技術の推進

住宅向けのヘムス（HEMS）、事業所向けのベムス（BEMS）、スマートメーター等のエネルギーマネジメントシステムの導入促進による省エネの推進や、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ビル）化、県民運動の推進など、家庭・事業者への省エネ・節電の普及啓発に取り組みます。

また、国の支援策を活用し、コージェネレーション、燃料電池、次世代自動車、ヒートポンプなどの革新的なエネルギー高度利用技術による設備の導入促進に取り組みます。あわせて、中小企業等に対する「省エネルギー相談地域プラットフォーム事業（省エネお助け隊）」による支援を行います。

### 取組方向3 創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりの推進

地域団体、民間団体、市町等の協創により、過疎対策、観光振興、防災対策などの地域課題の解決に向けて、創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用し、エネルギー地産地消を実現するまちづくりを推進します。

### 取組方向4 環境・エネルギー関連産業の育成と集積

県内企業が環境・エネルギー関連分野へ進出するため、県内企業や高等教育機関との間でネットワークを構築するとともに、県内企業の技術力を生かした製品開発に向けた研究開発を支援するなど、環境・エネルギー関連産業の育成と集積に取り組みます。

### 取組方向5 次世代の地域エネルギー等の活用推進

水素・アンモニア、バイオリファイナリー<sup>4</sup>、メタンハイドレート<sup>5</sup>などの次世代の地域エネルギーや新技術に関して、中長期的な視点に立って、情報収集、企業ニーズの把握、実証実験の支援等の取組を行い、将来の産業の育成、地域産業の活性化、新しいまちづくりなどにつなげます。

<sup>4</sup> バイオリファイナリーとは、石油化学に代わり、植物由来のバイオマス資源からバイオ燃料やバイオプラスチックなどの化学製品を生み出す技術や生産設備のことをいう。

<sup>5</sup> メタンハイドレートとは、永久凍土層や深海下の地層等、低温高圧の条件の下で存在するメタンガスと水が結晶化した固体の物質で、分解してガス化することで、次世代のエネルギー資源として注目されている。

## 2 導入指針の対象とする事業等

5つの取組方向に基づき、本指針を適用する施設、事業等は次のとおりである。

### (1) 県が自ら使用する施設等への導入

(取組方向1 新エネルギーの導入促進)

- ① 本庁舎、総合庁舎、単独庁舎、警察施設、各公設試験研究機関等
- ② 公用車
- ③ サービス等の購入

### (2) 県が実施主体となる事業への導入

(取組方向1 新エネルギーの導入促進)

- ① 県立学校の整備事業
- ② 県立病院の整備事業
- ③ 県有社会福祉施設の整備事業
- ④ 教育文化施設の整備事業(図書館、美術館、博物館、ホール等)
- ⑤ 多目的施設その他の整備事業
- ⑥ 県営住宅の整備事業
- ⑦ 水道及び工業用水道の整備事業
- ⑧ 下水道の整備事業
- ⑨ 都市公園等の整備事業
- ⑩ 河川・ダム等の整備事業
- ⑪ 道路の整備事業
- ⑫ 農道の整備事業
- ⑬ 港湾の整備事業
- ⑭ 海岸の整備事業
- ⑮ 漁港の整備事業
- ⑯ 漁港海岸の整備事業

### (3) 県の業務における県民、事業者、市町への働きかけ

(取組方向1 新エネルギーの導入促進)

(取組方向2 家庭・事業所における省エネ・革新的なエネルギー高度利用技術の推進)

- ① 新エネルギーの導入促進
- ② 省資源・省エネルギー啓発
- ③ 次世代自動車の普及
- ④ 避難所の設置
- ⑤ 病院、災害拠点病院の設置
- ⑥ 社会福祉施設の設置
- ⑦ 市町の社会教育施設(公民館等)の設置
- ⑧ 学校教育
- ⑨ 廃棄物対策

(取組方向3 創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりの推進)

⑩ 地域振興

⑪ 林業・木材産業振興

(取組方向4 環境・エネルギー関連産業の育成と集積)

⑫ 企業立地

⑬ 中小企業融資

(取組方向4 環境・エネルギー関連産業の育成と集積)

(取組方向5 次世代の地域エネルギー等の活用推進)

⑭ 試験研究、調査検討

### 3 導入指針の内容

別表のとおり

### 4 導入指針の進行管理等

#### (1) 進行管理等

各部長は、導入指針の対象とする事業等への「新エネルギー」導入について、事業の計画段階から「新エネルギー」のより多面的かつ効率的な導入促進を図るよう配慮し、導入実績及び取組状況について毎年把握するものとする。

なお、本指針に基づく「新エネルギー」の導入ができないことに合理的な理由がある  
と、各部長が認める場合は、本指針によらないことができるものとする。

#### (2) 導入実績等の報告

各部長は、毎年度末の導入実績及び取組状況について、雇用経済部長に毎年5月末までに報告するものとする。

#### (3) 導入実績等の公表

この指針の対象とする事業等である「県が自ら使用する施設等への導入」、「県が実施主体となる事業への導入」、「県の業務における県民、事業者、市町への働きかけ」にかかる導入実績及び取組状況については、各部長からの報告等により把握した毎年度末の実績導入量及び取組状況を毎年6月末までに公表するものとする。

### 5 導入指針の施行期日等

この指針は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成20年8月25日から施行する。

附 則

この指針は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。